平成30年５月27日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
6272	ＮＣＳ	東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社　代表取締役　栗田道郎
22375	コンクルード顆粒水和剤	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　石井彰
22376	クリーンカップ	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智
22377	クリーンフルピカ	〃
22378	ハマキコンーＮ	東京都千代田区大手町二丁目６番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　斉藤恭彦
23660	ラクトガード水和剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　Meiji Seika ファルマ株式会社　代表取締役社長　小林大吉郎
23661	ＯＡＴグランドオリゼメートオンコル粒剤	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　森明平
23662	ＯＡＴジャッジフェルテラ箱粒剤	〃

平成30年５月29日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
10972	グラミンＳ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　小澤敏

平成30年５月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23085	ナインＧ乳剤	東京都千代田区富士見二丁目10番２号　石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　東山啓治
23086	ケミヘル	東京都港区赤坂四丁目２番19号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
23087	キラップ微粒剤Ｆ	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智

平成30年５月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
3640	メリーネコ１号	長野市松代町松代1264番地　大丸合成薬品株式会社　代表取締役　長岡健次
3657	粒状水中２，４－Ｄ「石原」	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　田中健一
18724	ダイロンゾル	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　松本祐人
18739	モノクタジンフロアブル	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　石井彰

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二項の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年五月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

平成30年３月28日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15961	ペルメトリン乳剤	金鳥アディオン乳剤	大阪市西区土佐堀一丁目４番11号　大日本除蟲菊株式会社　取締役社長　上山直英

○国土交通省告示第六百六十二号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成三十年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	延　長　す　る　地　域	期　　間
平30第5006号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成30年８月１日から平成31年３月31日まで
平30第5007号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」	平成30年８月１日から平成33年７月31日まで
平30第5008号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」	平成30年８月１日から平成31年３月31日まで
平30第5009号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」	平成30年８月１日から平成33年７月31日まで
平30第5010号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」	平成30年８月１日から平成33年７月31日まで
平30第5011号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」	平成30年８月１日から平成33年７月31日まで
平30第5012号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」	平成30年８月１日から平成31年３月31日まで
平30第5013号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」	平成30年８月１日から平成31年３月31日まで

○国土交通省告示第六百六十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一